

急がれる農業構造改革

～ 品目横断的経営安定対策等の加入状況～

農林水産委員会調査室 にいづま けんいち
新妻 健一

はじめに

我が国農政は、平成 19 年度から品目横断的経営安定等の対策が導入されて新たな局面を迎えている。本対策は、「一定規模以上の農業の担い手」に国の支援を集中するものであり、従来の基本的に全ての農家に対する品目に応じた支援策から転換するものである。

すでに本対策の概要や第 164 回国会での審議の焦点については、本誌第 254 号や第 258 号で取り上げたが、本稿では、改めて我が国の農業の現状と課題を示すとともに、その解決策として導入された本対策の概要とその初年度の加入状況や現在までに明らかになっている諸問題を検討するものである。

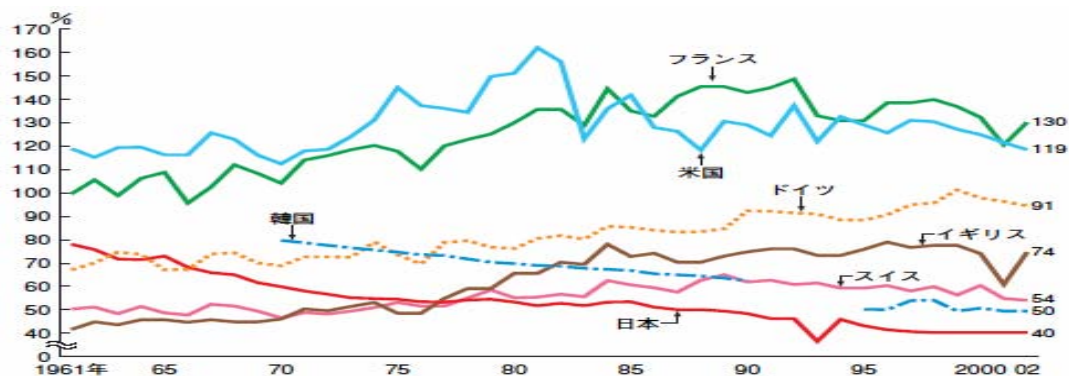
1 食料消費・生産と農業経営の現状と課題

(1) 食料消費及び食料生産

我が国の食料消費は、国民所得の伸びや共働きといったライフスタイルの変化等を反映して、外食やコンビニ弁当等の中食、加工食品の需要の高まり等、食生活の多様化の進展により、その形態は大きく変化している。すなわち、米飯を主体とした「日本型食生活」から、肉や脂を多用する「洋風化」傾向がみられるとともに美食志向の増大等から食の外部化が進展している。これらを反映して、食料生産の場では米の過剰が続くとともに、一方では輸入飼料に依存した畜産物の生産が盛んである。また、外食・食品加工業では、安価で安定的な供給の見込める輸入農産物への需要が高い。

こうしたことから、我が国の食料自給率（供給熱量ベース）は、平成 10 年度以降、8 年連続して 40%と先進国で最低の水準で推移しているが（資料 1）19 年 8 月 10 日に公表された 18 年度の概算値では 39%に低下した（概算値）。

資料 1 諸外国の食料自給率（供給熱量ベース）の推移



（資料）「平成 18 年度食料・農業・農村の動向（農業白書）」

(2) 農業経営の現状

農業経営では、耕地面積が減少する一方で耕作放棄地（遊休農地）が増加しており、農地の有効利用が喫緊の課題となっている。また農家数が減少するとともに高齢化が深刻さを増している。

我が国の耕地面積は467万ha(18年)とピーク時の昭和36年の609万haから23%も減少し、その一方で耕作放棄地面積は38.6万haと増加している。

農業生産の大半を占める販売農家も減少しており、7年の265.1万戸から17年には196.3万戸へと26%も減少した。また、同期間の北海道を除く都府県における販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家）の平均経営耕地面積は、1.14haから1.30haとほとんど変わらず農業経営構造に大きな変化はみられない（北海道は13.9haから18.6haと規模拡大傾向がみられる）。なお、基幹的な農業従事者における65歳以上の割合は10年前には39.7%であったものが57.4%へと増大している。

食料・農業・農村基本法は「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」（第21条）としている。そして17年に改定された新たな食料・農業・農村基本計画では、こうした効率的で安定的な家族農業経営体が農業の担い手となることを目標としており、この基本計画とともに策定された「農業構造の展望」では、27年にこれらの担い手が33～37万程度となるよう農業構造改革に取り組むとしている。

こうした目標を実現するためには、農地の有効利用と面的な利用集積を促進するとともに、経営感覚に優れた農業の「担い手」を育成することが重要である。なお、他の野菜、果樹、畜産農家では主業農家による経営が大部分を占めているが、米農家のうち主業農家は4割に満たないことから構造改革への取組みが喫緊の課題となっている（資料2）

資料2 品目別にみた農業総産出額の農家類型別シェア（平17）

農業総産出額 85千億円(100%)

品目	農業 産出額 (千億円)	構成 比	農家類型別シェア		
			主業農家 33%	半主業農家 24%	副業的農家 37%
米	20	23	76		
麦類	2	2	9		
大豆類	1	1	15		
いも類	2	2	9		
工芸農作物	3	4	9		
野菜	20	24	82		
果樹	7	8	16		
花き	4	5	18		
酪農	7	8	8		
肥育牛	5	6	5		
豚	5	6	2		
その他	10	12	23		

(資料) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(平19.7) 動向編

(3) 我が国農業の課題

(イ) 食料自給率の向上

先進国の中では最低水準で推移している食料自給率の向上は、特に食料の安全保障の観点から重要であり、これには生産・消費の両面から取り組む必要があるとされている。まず、生産面では、米穀や麦といった土地利用型農業において、需要に応じた米づくり等、農産物の市場動向を反映した効率的で安定的な農業の担い手を育成する必要があるとともに、農業生産の土台となる農地や農業用水を保全するための取り組みが必要である。消費面では、健康的な食生活として世界的にも評価の高い米中心の日本型食生活の実践を図る「食育の推進」が重要であり、地域で生産されたものを地域で消費するという「地産地消」に取り組んで生産者と消費者とが顔の見える関係を築くことや、食事バランスガイドの普及といった様々な施策が進められている。

(ロ) 農業構造改革の加速化の必要性

今後、我が国の農業は、これまでみたような農業経営の縮小傾向や高齢化の深刻さを克服して、効率的で安定的な農業経営を実現する必要がある。また、各分野で進む国際化への対応、すなわち国際競争力を高めていくことが重要である。ただ、我が国と諸外国とでは生産条件の格差（一戸当たり農地面積等）が大きい（資料3）ため、効率化によるコスト削減への取り組みには限界があり、農産物の単純なコスト競争に陥ることは避けるべきである。そこで、品質が優れ、安全・安心な、そして需要に応じた農産品を持続的に生産し得る農業経営への転換が急務である。

(ハ) 品目横断的経営安定対策等の実施

こうした状況に対処するため、19年度より特に土地利用型農業への支援として、「品目横断的経営安定対策」（後述の2参照）が導入された。そして本対策と表裏一体の施策として、新たな需給システムの導入や地域の転作作物振興への取り組み等を支援する「米政策改革」（後述の3参照）が更に推進されることとなり、また本対策と車の両輪の施策として、農業生産の土台となる農地や農業用水を保全するために「農地・水・環境保全向上対策」（後述の4参照）が導入された。

資料3 我が国と諸外国との農地面積の比較

	日本 (2005年)	米国 (2002年)	EU(25) (2003年)				豪州 (2001年)
				ドイツ	フランス	イギリス	
農地面積 (万ha)	469	37,971	16,348	1,701	2,943	1,696	45,572
農家1戸当 たりの農地 面積(ha)	1.8 (1)	178.4 (99)	15.8 (9)	41.2 (23)	45.3 (25)	57.4 (32)	3,240.9 (1,801)
国土面積に 占める割合 (%)	12.6	39.4	65.5	47.6	53.3	69.6	59.3

(資料) 農林水産省ホームページ「農林水産業ひと口メモ」(平19.1)

2 品目横断的経営安定対策

(1) 概要

我が国において効率的かつ安定的な農業経営が太宗を占める農業構造を構築するために、平成18年6月に「担い手経営安定新法（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に關す

る法律)」が制定され、19年度からこの法律に基づいて「品目横断的経営安定対策」が導入された。

本対策の対象は、全ての農産物ということではなく、農業構造の改革が遅れている、複数の作物を組み合わせた営農が行われている、諸外国との生産条件の格差がある、といった土地利用型農業の米穀、麦等5品目を対象とした。それ以外の野菜、果樹、畜産等主業農家が大半を占める部門専門的な営農類型については、引き続き、品目別の対策が実施されることとなった。

本対策に係る予算は19年産合計で約1,700億円である（うち19年度には過去の生産実績に基づく助成分1,395億円の予算が計上され、20年度には19年産の収入が確定した後に支払われる助成分305億円の予算が計上される予定である。なお助成については(3)交付金の概要を参照）。

(2) 助成の対象

担い手と位置付けられるためには、一定規模以上の経営面積を有する認定農業者（営農計画の作成等一定の要件を満たす農業者）及び集落営農組織（受託営農組織や零細農家等の組織のうち5年以内の法人化等一定の要件を満たす組織）である（資料4）。本対策の対象となるには、こうした要件を満たした上で、一定の時期に対策の加入を申請する必要がある。

資料4 品目横断的経営安定対策の担い手要件

	認定農業者	集落営農組織
対象となる担い手の根拠規定	<p>農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（担い手経営安定新法）第2条2項1号（イ）</p> <p>農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の認定農業者及び同法第23条第4項及び第7項の特定農業法人（みなし認定農業者）</p>	<p>農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（担い手経営安定新法）及び施行規則（規則） 担い手経営安定新法第2条第2項第1号（ロ）及び規則第2条</p> <p>特定農業団体：農業経営基盤強化促進法第23条第4項 特定農業団体と同様の要件を満たす組織：規則第2条 農用地の利用集積目標の定め 規約の作成 経理の一元化 主たる従事者の所得目標の定め 農業生産法人化計画（5年以内）の定め</p>

「集落営農」の語は政策では用いられているが法律には用いられていない。
（出所）当室で作成。

(3) 交付金の概要

交付金の対象者は、米穀や麦といった土地利用型農業を営む農業の「担い手」であり、対象作物は米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目である。この交付金は、生産条件不利補正交付金と収入減少影響緩和交付金の2種類がある。

生産条件不利補正交付金

これは我が国と諸外国との生産条件の格差が顕在化している品目について、その販売価格と生産コストの差に注目して、直接支払を行うものである。これは基本的にはWTO農業規律と整合性をとるため、現在の生産とは関連せずに過去の生産実績（16年から18年の生産実績）に基づき助成するものであり、当面、この固定された過去実績に基づいて、毎年同額が交付される。ただ、我が国の農業構造改革を加速化させるとともに食料自給率の向上に寄与する必要もあり、品質及び生産量に応じた助成も行うこととしている。なお、米穀は、国境措置（関税等）によって

生産条件格差が顕在化していないため、今のところ本交付金の対象ではない。

収入減少影響緩和交付金

これは豊凶変動等による対象農産物に係る収入が減少した場合の経営への影響を抑えるための交付金である。この交付金は、まず国と農家が基準収入（過去5年間における最高年と最低年を除く3か年の平均収入）の10%の減収に対応し得る額として積算した額を3対1の割合で事前に拠出する。そして収入が確定した後に、対象品目ごとの収入の増減額を算出した上で合算相殺し、その年の収入が基準収入より少なくなった場合、減収分の9割までの補てんを受けられるものである（農業災害補償制度補てん分は控除）。

（4）担い手のメリット措置

本対策の対象となるには、一定規模以上の経営面積を有する経営体、あるいは集落営農の構成になる等いわゆる農業の担い手になる必要がある。そこで新たな担い手をつくり出すため、次のような担い手育成・確保支援対策が設けられた（当面3年間。19年度には176億円の予算が計上された）。これは、様々な担い手への支援措置を充実させることで、農業者の担い手化を加速するとともに、本対策への加入を促進するためのものである。

（対策の内容）

無利子資金借入れ（スーパーL資金等の無利子化措置・9億円）

小口資金の無担保・無保証人貸付・審査1週間（クイック融資措置・1億円）

融資で機械等導入の場合に自己負担分に対し補助（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業・35億円）、
農地の利用集積への助成（担い手農地集積高度化促進事業・25億円）

ワンストップ相談窓口の設置等（担い手アクションサポート事業・35億円）

過去実績のない対策加入者への規模拡大助成（担い手経営革新促進事業・71億円）

（5）品目横断的経営安定対策の課題

（イ）本対策への加入状況

（i）加入経営体数

18年8月3日に「19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」が農林水産省より公表された。これによると、加入申請経営体は72,431で、そのうち認定農業者が67,045、集落営農組織が5,386となっている。ただ零細農家の集落営農への参加動向等、戸数単位での対象農家数は明らかとなっていない。そこで構造改革の進捗状況を検討するため今後の分析が重要である。

（ii）品目別面積ベースでの加入見込み

農林水産省は、本対策の初年度に当たる19年産の対象品目別の加入見込みを次のとおりとしていた。米は18年産の国の助成（稲作所得基盤確保対策-稲得-、価格の下落時に国と農業者の拠出金から補てんされる助成）の対象作付面積の50%、麦は民間流通麦作付面積の86%、大豆は18年産の国の助成対象作付面積の89%、てん菜及びびばれいしょは19年産作付指標面積（適正な輪作体系の確立・良質な農産物の安定供給の推進のために、北海道の生産者団体が品目ごとの需給動向等を踏まえて自ら設定している面積の指標）のそれぞれ98%、99%と見込んでいた。

特に米の加入見込みが50%と低いのが、これは米の生産量と市場流通量との差を考慮して定めた

ものである。つまり、18年産米生産量は855万トンであったが、このうち市場流通量は562万トンと、300万トン弱(34%)は市場に出回らず自己消費や縁故米向けとなった。この市場流通量の7割を占める404万トンが稲得の加入対象であったが、これは米全体の生産量の5割弱を占めていること、更に米の生産調整といった国の施策に参加せずに直販等で米を売っている農家が存在すること等を踏まえて設定されたものである。なお、大豆は、自己消費や黒大豆等への作付を除いた市場流通ベースを反映した見込みとされたものである。

(iii) 品目別面積ベースでの加入率

19年産の品目別面積ベースでみた加入率は、米は25.9%(18年産稲得対象面積では58.1%)、4麦は93.3%、大豆は77.5%(18年産交付金対象面積では111%)、てん菜は97.1%、でん粉原料用ばれいしょは99.1%となった。

(iv) 今後の取組み

対象品目の全てで加入見込みは満たしたものの、麦の達成率が若干低くなっている。これは米から転作する際に今年は麦以外の作物を作付けした農家や経営戦略から(土地利用型作物から)野菜等に転換した農家がいたことが大きい、高齢化等による規模縮小や離農といった理由もあるとみられる。

今後は、主業農家の割合が約4割と他作物に比して構造改革が遅れている米農家の加入を促進し、本対策への加入を通じて需給調整や転作物への取組みを確実なものとしていく必要がある。そのためにも加入目標は、これまで国の支援を受けていた米農家をベースにするのではなく、全ての米農家の加入に向けた効果的な施策を検討し、これに取り組んでいくことが必要であろう。

(ロ) 本対策の周知徹底の必要性及び零細農家対策の必要性

本対策は、根拠法としての担い手経営安定新法の成立を待たずに、17年10月の経営所得安定対策等大綱(以下「大綱」という。)の公表と同時に、農林水産省や農業者団体等により現地説明が積極的に実施されてきた。ただ対策の内容が「大綱」から法案成立を経て具体的な実施要綱となるまでに、規模要件の例外、担い手メリット、過去実績のない場合の対応といった施策の重要な点が次第に明確化されたという経緯があった。そこで、本対策の意図が農家に十分理解されていたかが懸念される。この点、若林環境大臣兼農林水産大臣は19年8月3日の大臣就任記者会見において「説明が十分でなかったということもあります(中略)きめ細かな対応をしていく」としている。

本対策は、対象を一定規模以上の「担い手」に限定し、個別作物ごとの助成ではなく農業経営全体に着目して助成するという「戦後農政の大転換」であり、個々の農家の生活に大きな影響を与えることとなるものである。そこで、対策そのものの中身のみならず「(零細農家の)集落営農組織参加の意義」といった個々の農家にとって重要な事項は、今後も引き続き周知する必要がある。

また、今回の加入申請では、規模要件の例外(特例適用)を申請した割合が全体の13.8%、認定農業者では12.3%、集落営農組織では33.3%でしかない。このことは好意的にとらえれば集落営農化により農地の利用集積が進み、特例の適用を申請する必要性が少なかったとも説明し得ようが、逆に、特例要件の周知が十分でなかったため申請が少なく、結果として多くの地域で零細農家の集落営農への組織化が十分でできなかったからであることも考える。

そこで、今後は、特例適用の申請の実態、集落営農に参加することで対策の対象となった零細

農家の数等、実態の把握を十分に進める必要がある。なお、本対策に加入できなかった零細農家等については、その原因を調査して、対象となるための面積要件や集落営農要件等が、農業の実情を反映しているのかを再検討する必要がある。その際は、農業の多面的機能の発揮という側面から、零細農家が果たしている役割といった観点での支援の必要性が検討されてもよいだろう。

3 米政策改革推進対策

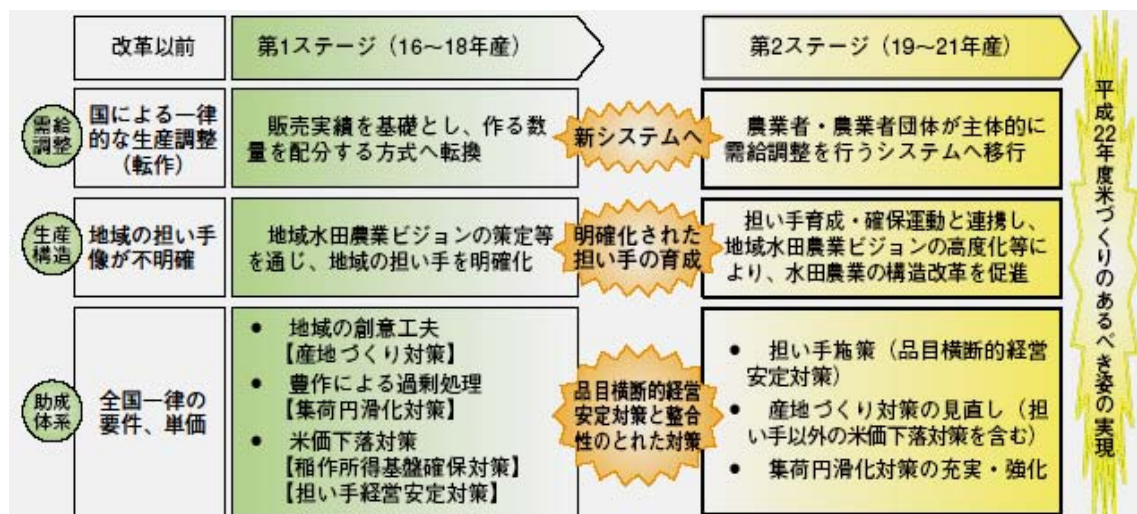
(1) 概要

米政策改革は、平成22年度までに、米づくりの本来あるべき姿の実現を目指し、16年産から取組まれている。その基本的な考え方は、消費者重視・市場重視による需要に即応した米づくりの推進である(資料5)。改革の最も大きな柱は、昭和46年から約40年続いていた生産調整について、これまで国が「作付けしない面積」を決定して農家に配分する仕組みを改め、農業者等が「作付けする量」を自主的に決定・配分する仕組みに変更することである(新たな需給システム)。これによって農業者の自主的な取組みを促進するとともに、過剰米の発生を抑止や価格の安定を図ることとしている。

改革の第1ステージでは新たな需給システムの導入に向けて、16年産米から国による生産調整配分ウェイトを毎年逡減することで、地域による主体的な需給調整へと誘導することとした。16年産米から18年産米の間は、生産調整における国の需要見通しのウェイトを16年産米の5割から、17年産米の6割、18年産米の9割と徐々に高めていった。

改革の第2ステージでは新たな需給システムを導入し、19年産米から国は需要見通しを策定するだけで生産調整配分は行わないこととした。各地域での取組みをみると、国の需要見通しを基に市町村が地域別の需要見通しを策定する、市町村や農業者団体からなる「地方協議会」が生産目標数量配分の一般ルールを策定する、このルールに基づいて、地域の米の主たる販売者である農協等が、自らの販売戦略に基づいて生産調整方針を作成、これを本方針に参加する農業者に配分する、といった例がある。

資料5 米政策改革の推進



(資料)「平成18年度食料・農業・農村の動向(農業白書)」

(2) 課題

(イ) 本改革を推進することの重要性

米の価格下落に対しては、生産調整による過剰米発生抑制等、過剰米が発生した場合の市場隔離策が講じられているものの、食生活の変化もあり消費が減退しているため、価格の下落に歯止めがかからない。そこで、生産者等による生産調整への主体的な取組みが欠かせない。

今後は、新たな需給システムの実施や需要に応じた米づくりの推進によって、適切な生産量の確保と需要喚起を促進するとともに、食料自給率向上の点からも重要である地域の転作作物を産地化する取組みの検証が欠かせない。

(ロ) 米農家への更なる支援策の必要性

なお、生産者からは「再生産の可能な水準の助成」の措置が必要であるとたびたび指摘されている。現在、米づくりそのものへの助成は、対象農家が限られている品目横断的経営安定対策による交付金だけである。今後、零細農家の多い米農家への支援は、農村活性化や農業の多面的機能の発揮といった観点からも重要と考えられ、更なる支援の必要性やあり方について検討が必要であろう。

4 農地・水・環境保全向上対策

(1) 概要

本対策は、農地や農業用水といった農業生産基盤を守るための保全活動と、化学肥料、化学合成農薬の使用を半減するといった環境保全型農業の推進に対し助成するものである。これは、昨今の農村をめぐる状況、すなわち過疎化、高齢化、そして混住化によって、農業者のみでは、農業生産基盤を守るための日常的な保全活動が困難になっているという状況を打開するためのものである。そのために、地域の農業者以外の地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農村環境の保全等にも役立つ地域ぐるみの効果の高い取組みを支援するものである。実施期間は平成19年度から5か年の予定であり、19年度には303億円の予算が計上された（うち事務経費を除くと286億円である）。

(2) 助成の対象

本対策は、農振農用地（農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域）において、集落等が主体となり活動組織を「農業者以外の主体」を含めて設立した上で活動計画を定め、市町村と本施策に係る「協定」を締結した場合、一定額を面積に応じて助成するものである。この助成金は、活動計画に定められた農地・水・環境の保全と質的向上に関係する活動であれば、水路や農道の除草や清掃等の保全のみならず、資材や機材の購入、協力費、啓発普及費等にも使用することができる等、活動組織による自主的な取組みを活かせるものとなっており、地域の活性化策としても期待されている（なお、組織の活動として計画に定めたものであっても、祭や伝統行事といった農地・水・環境への直接的な保全活動以外の目的には使用できない）。

(3) 交付金の概要

本対策は、農地・農業用水等の保全等のための「地域ぐるみの共同活動支援」をベースに、その共同活動が行われる地域において環境保全型農業を実施するといった「農業者ぐるみの環境に優しい営農活動への支援」からなっている。後者の助成は更に、技術研修会の実施や土壌分析といった「営農活動支援」と環境負荷の低い先進的な取組みを実践する農業者への支援である「先進的営農支援」からなっている。

本対策が「地域ぐるみの共同活動支援」をベースとしているのは、環境負荷の低い営農活動を効果的かつ安定的に進めるためには、農地周辺の環境が適切に保全されることが重要であるためである。また、環境負荷の低い営農活動への支援が、一定地域の農業者ぐるみとされているのは、集落等で相当程度のまとまりをもって実践することが大きな環境保全効果の発揮につながり、地域農業の振興にも資すると考えられるためである。

(4) 支援水準（中山間地域等直接支払制度との対比）

本対策の支援水準は、例えば田であれば10aあたりの基礎支援単価が4,400円(国・地方合計)となっている(営農活動支援は水稻で10aあたり6,000円、最高額は施設栽培野菜のトマト等40,000円。なお営農活動支援の対象作物に特段の限定はない)。

一方で、いわゆる生産条件の不利な中山間地域では農業の多面的機能の維持・増進を一層図り、自律的で継続的な農業生産活動を行う目的で集落協定を締結した農業者等を支援するため、一定額を助成する「中山間地域等直接支払制度」が12年度から予算措置で実施されている。本制度の支援水準は、例えば田であれば10aあたりの基礎単価が急傾斜地域(勾配1/20以上)であれば21,000円となっている(国・地方合計)。

(5) 農地・水・環境保全向上対策の課題

(イ) 初年度の加入状況

本対策への加入面積は8月末が締切りのため確定していないが、農林水産省は、全国の農地の半分程度をカバーする200万haと見込んでいるものの、日本農業新聞の調査(19年7月25日時点)によると、計画の半分(110万ha程度)にとどまる見通しとされている。これは、本対策の地方負担分への国からの財政措置策が18年末に講じられたものの、一部の自治体では19年度予算に反映できなかったことや、活動組織づくりや事務手続の負担が大きいことから取組みが遅れているとの指摘もある。更に、地域によって加入率にばらつきがみられることも指摘されている。

(ロ) 加入率促進への検討と効果的な対策実施の必要性

昨今の財政事情を踏まえ公共事業費の削減が続く中、農業インフラの維持策の一つとして、本対策の実効性を確保する必要性がますます高まっていくものと考えられる。また、本対策による農業集落(地域)の再生や活性化といった効果も期待されよう。ただ、本対策の助成単価は、農業者を対象とする中山間地域等直接支払制度よりかなり少ないが、これで農業者以外の住民を含めた地域ぐるみの農地保全といった取組みにインセンティブが働くかが懸念される。

そこで、本対策への十分な加入を確保するために加入手続のあり方等を検証し、必要なところは早急に改善する必要がある。また、助成単価を検討する際には、19年度の事業効果を踏まえつ

つ検証することが重要であるが、特に現場の意見を尊重しつつ中山間地域等直接支払制度との整合性も踏まえ、実効性ある支援額となるよう検討することが重要であろう。

5 今後の課題

1でみたように、我が国農業は、農地が減少するとともに高齢化や離農等が進行しており、脆弱な農業構造を改革することが急務となっている。今後は、抜本的な農地利用の向上策が求められるとともに、国際的な規律に整合的な支援策を念頭に置きつつ農業経営の効率化及び安定化を更に促進する必要がある。

抜本的な農地利用の向上策については、農地の安定利用に資する農地政策の再構築が課題となっており、「経済財政改革の基本方針 2007」(骨太方針 2007)において、我が国農業の国際競争力の強化を図る観点に立って農地の「所有」から「利用」を促すことが掲げられた。また、農林水産省においては、農地に関する全ての制度・事業について点検・検証作業を進めているほか、19年1月に「農地政策に関する有識者会議」を設置し、各界の有識者から農地政策全般にかかわる意見を聴取しているところである。今後、こうした検討の結果を踏まえて、農地政策の改革が行われることと考えられ、20年の常会で必要な法整備が実施されるものとみられる。

今後は、戦後構築された農地制度の抜本改革の方向性が注視される。また、国際的な食料の需給の逼迫が想定される中、食料安全保障への本格的な取組みも重要性を増している。今後、国民が必要とする食料の安定的な供給を確保するために、食料自給率の向上策のみならず食料備蓄のあり方の検討が重要であり、更に生産が容易でかつ安全でカロリーの高い作物の開発等、食料安全保障を踏まえた農業技術開発も重要であろう。